

令和7年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き



平素は、当市の税務行政に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほか、事業の用に供することができる資産（機械や器具・備品など）にも課税されます。（償却資産）

償却資産は土地や家屋と異なり登記制度がないため申告に基づいて課税を行っています。

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在所有している償却資産について、その資産が所在する市町村へ申告書を提出しなければなりません。

つきましては、下記申告期限までに申告いただきますようお願いいたします。

申告期限	令和7年1月31日（金）
申告書提出先 （お問い合わせ先）	富良野市役所 税務課 資産税係 〒076-8555 富良野市弥生町1番1号 TEL:0167-39-2302 FAX:0167-23-2478 ※山部支所、東山支所でも提出は可能です。

- 申告書を郵送で提出される方で、控用について返送を希望される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- 資産の増減のない方、初めて申告される方で該当資産のない方、休業・廃業の場合も申告書の提出をお願いいたします。

インターネットを利用した申告も可能です。

詳しくは、eLTAX(エルタックス)ホームページをご覧ください。(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)

目次

- I 償却資産とは..... 1～9ページ
- II 償却資産の申告について..... 10～12ページ

I 償却資産とは

1. 償却資産とは

土地及び家屋以外で事業用の有形減価償却資産

- (1) 税務会計上、減価償却の対象となるべき資産
- (2) 償却済みとなった資産であっても、現に事業の用に供している資産
- (3) 経営政策等のため、減価償却を行っていない資産
- (4) 建設仮勘定で経理している資産のうち、令和7年1月1日現在、事業の用に供している資産
- (5) 一時的に休止しているが、いつでも使用できる状態にある遊休資産及び未稼働資産
- (6) 簿外資産(贈与等で取得した資産で、帳簿には記載されていないが、本来は償却資産としての性格を持っているもの)
- (7) 賃借人の施した家屋の内部造作及び設備
- (8) 中小企業者等の方が30万円未満の全額損金算入特例を適用した資産

2. 償却資産の主な種類 (※3は船舶)

資産の種類		主な資産名 かつこ内は標準的な耐用年数
1	構 築 物 (建物附属設備を含む)	舗装道路及び舗装路面：コンクリート (15)・アスファルト (10)、 塀：コンクリート (15)・金属 (10)、緑化施設及び庭園 (20)、 広告塔：金属 (20)・その他 (10)、ネット設備 (15)、街路灯 (10) 農業用ハウス：主として金属造 (14)、主として木造 (5) など
		(建物附属設備) 電気設備：蓄電池電源設備 (6)・その他 (15)、冷暖房設備 (13) アーケード：主として金属製 (15)・その他 (8)、可動間仕切り (15) 看板：金属製 (18)・その他 (10) など
2	機 械 及 び 装 置	食品製造用設備 (10)、農業用設備 (7)、ガソリンスタンド設備 (8)、 飲食店用設備 (8)、洗濯業・理容業・美容業 (13) など
4	航 空 機	ヘリコプター・グライダー (5) など
5	車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフト (4)、自転車 (2)、大型特殊自動車 など ※大型特殊自動車の詳細は6ページをご覧ください。
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	事務用備品：金属製 (15)・その他 (8)、電子計算機：パソコン (サ ーバー用を除く) (4)・その他のもの (5)、コピー機 (5)、ファック ス (5)、テレビその他の音響機器 (5)、看板・ネオンサイン (3) 冷暖房機器 (6)、カメラ (5)、理美容機器 (5)、医療機器：歯科診 療ユニット (7)・レントゲン (6)、冷蔵庫 (6)、測定・検査工具 (5)、 除雪機 (10)、高圧洗浄機 (10) など
		※建設設備のうち償却資産の対象となる主なもの 電話機 (10)、ネオンサイン (3)、マイクロホン・スピーカー (6)、 防犯カメラ (6)、カーテン (3) など

※ 資産の種類は、法人税申告書別表16の資産の区分(種類)と一致します。

3. 建物附属設備における償却資産と家屋の区分(自己所有の建物について)

建物に附属している設備のうち、償却資産として申告いただく部分と家屋で評価する部分の内訳は次のとおりです。

なお、「償却資産とするもの」に係る資産の種類は1ページの「2償却資産の主な種類」を参考にして下さい。

※賃借人の施した家屋の内部造作及び設備は賃借人の償却資産となります。

<償却資産と家屋の区分>

設備の種類	設備の分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
電気設備	受変電設備	設備一式	—
	予備電源設備	蓄電池・発電機設備	—
	電灯照明設備	家屋と分離している屋外照明設備 (外灯等)	屋内照明設備
	電気引込設備	引込開閉器盤及び屋外の配線	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備一式	左記以外の設備
	電話設備	電話機・交換機等の機器	配線及び配管
	拡声設備 放送設備	マイクロホン・アンプ・スピーカー等 の機器	配線及び配管
	火災報知設備	屋外の装置	屋内の装置
	テレビ共聴設備		設備一式
	LAN設備	設備一式	
給排水設備	水源	井戸	
	給水設備 排水設備	屋外に敷設された設備	屋内に敷設された設備
		独立した給水塔等	高架水槽・圧力水槽
	特定の生産又は業務用設備一式	左記以外の設備	
ガス設備		メーターまでの屋外の配管	屋内配管・バルブ
給湯設備	局所式給湯法 中央式給湯法	事業用ボイラー 公衆浴場の元釜・補助釜	中央式設備一式
避雷設備		独立した設備	家屋と一体の設備
空調設備		ルームエアコン・FFストーブ	ダクト式空調設備等
消火設備		消火器・ホース等	消火栓設備・スプリンクラー・ドレンチャー設備
運搬設備		気送子	気送管設備・エレベーター・エスカレーター
その他の設備	中央監視 制御設備	設備一式	
		集合郵便受け、夜間金庫、屋外焼却炉、屋外融雪設備、避難器具、カーテン	自動扉 屋内融雪設備

4. 税務会計(法人税、所得税)と償却資産(固定資産税)の主な違い

項目	法人税・所得税	固定資産税
償却計算の基準日	事業年度(決算期)	賦課期日(1月1日)
減価償却の方法	定率法、定額法 (資産の種類による)	旧定率法 (固定資産評価基準による)
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
評価額の最低限度	備忘価格(1円)	取得価額の5%
圧縮記帳(国庫補助金等)	認められる	認められない
特別・割増・即時償却 (租税特別措置法)	認められる	認められない
増加償却	認められる	認められる
中小企業等の少額資産の損金算入特例 (租税特別措置法)	認められる	認められない

税務署への申告は、法人税・所得税の算出のために行われるものです。これに対して、償却資産(固定資産税)は、1月1日時点で事業の用に供する資産を所有する方に課税することとなっております。

それぞれに申告が必要になりますのでご注意ください。

また、ご不明な点や申告対象となる資産や申告の方法など、詳細につきましては、担当までお問い合わせください。

5. 申告対象外のもの

次のような資産は課税の対象になりませんので、申告の必要はありません。

- (ア) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの
- (イ) 無形固定資産(アプリケーションソフトウェア、特許権、実用新案権等)
- (ウ) 繰延資産(創立費、開業費、開発費等)
- (エ) 平成 10 年 4 月 1 日以降開始の事業年度に取得した償却資産について、
 - ・耐用年数が 1 年未満又は取得価額が 10 万円未満の償却資産で、税務会計上固定資産として計上しないもの(一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの)
 - ・取得価額が 20 万円未満の償却資産で、税務会計上 3 年間で一括償却しているもの
- (オ) 平成 20 年 4 月 1 日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第 64 条の 2 第 1 項又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース(所有権移転外リース及び所有権移転リース)資産で取得価額が 20 万円未満のもの

参考

少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法第 341 条第 4 号及び地方税法施行令第 49 条の規定により、下記①～③に記載する資産については、固定資産税(償却資産)の申告対象から除かれます。

- ①取得価額が 10 万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ②取得価額が 20 万円未満の資産のうち 3 年間で一括償却したもの
- ③地方税法施行令第 49 条ただし書による、法人税法第 64 条の 2 第 1 項又は所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産のうち、取得価額が 20 万円未満のもの

ただし、下記④、⑤に記載する資産(③に該当するものを除く)は、固定資産税(償却資産)の申告対象となりますのでご注意ください。

- ④租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産
- ⑤少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

償却方法	取得価格				
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上	
① 一時損金算入	×				
② 3年一括償却	×	×			
③ リース資産(ファイナンス・リース)	×	×	○	○	
④ 中小企業特例	○	○	○		
⑤ 個別減価償却	○	○	○	○	

申告対象……○

申告対象外……×

■リース資産等の申告義務者について

リース資産の申告義務者は次のとおりです。

一般的なリース(所有権移転外リース)

リース期間終了後に資産がリース会社に返還される取引の場合は、リース会社が申告します。

所有権移転リース

リース期間終了後等に資産の所有権が賃借人に移転する取引の場合は、原則として賃借人が申告します。また、所有権留保付割賦販売契約にかかる資産については、原則として買主に償却資産の申告義務が生じます。

■居ぬきで購入した店舗等の設備について

居ぬき(※)で購入した店舗等の業務用設備、備品等は、償却資産の申告の対象となります。

なお、営業権等の無形固定資産は償却資産の申告対象ではありません。

※居ぬき・・・前の賃借人(テナント)が施した内装や造作・設備などがそのまま残された状態

■店舗・事務所等の賃借人(テナント)※が取り付けた内装・造作及び建築設備等について

店舗・事務所等の賃借人(テナント)が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等については償却資産の申告対象となり、賃借人(テナント)が申告することとなります(地方税法第343条第9項)

※賃借人(テナント)・・・家屋所有者以外の方

■家屋として課税されない車庫、物置、倉庫、プレハブ、仮設事務所等

小規模な車庫、物置、倉庫、プレハブ、仮設事務所等は、家屋として課税されず、償却資産の申告対象となる場合があります。家屋として課税されているかわからない場合は、富良野市税務課資産税係(0167-39-2302)にお問い合わせください。

■太陽光発電設備

事業の用に供することができる太陽光発電設備は、設置者や設置方法により、償却資産の申告の対象となります。(ただし、家屋の屋根材として設置されているものを除きます。)

<申告対象となる太陽光発電設備の例>

- ・売電事業を目的として設置したもの
- ・事務所、工場等の社屋に電気を供給するために設置したもの
- ・事業用の機械、装置等に電気を供給するために設置したもの
- ・牛舎、ビニールハウス等に電気を供給するために設置したもの
- ・賃貸住宅等に電気を供給するために設置したもの

6. 償却資産の申告対象となる特殊自動車

機械及び装置、車両及び運搬具に分類される特殊自動車で、償却資産の申告対象となるのは、大型特殊自動車です。陸運局への登録の有無にかかわらず、大型特殊自動車に分類される農作業用自動車(トラクタ、自走式コンバイン、自走式スプレーヤー等)は、償却資産の申告対象となります。

■車両区分(道路運送車両法)と課税区分

<p>大型特殊自動車</p> <p>ナンバープレートの<u>分類番号</u></p> <p>建設機械 0、00～09、000～099</p> <p>建設機械以外 9、90～99、900～999</p>		<p>固定資産税 (償却資産)</p>
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>旭川 <u>999</u></p> <p>あ 12-34</p> </div>	

■大型特殊自動車と小型特殊自動車の区分(道路運送車両法)

大型特殊自動車～次に掲げる自動車であって、小型特殊自動車以外のもの

- ①ショベルローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルトフィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイールハンマ、ホイールブレーカ、フォークリフト、フォークローダ、ホイールクレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車
- ②農耕トラクタ(35km/h以上のもの)、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車(※)
- ③ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車

小型特殊自動車

ア)前項①に掲げる自動車であって、自動車の大きさが次の大きさに該当するもののうち最高速度が15キロメートル毎時以下のもの

長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2.8m以下

イ)前項②に掲げる自動車であって、最高速度が35キロメートル毎時未満のもの

※令和元年12月25日付国土交通省告示第946号により、「国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車」に農耕作業用トレーラが指定されました。

農林水産省作成「農作業機を装着・けん引した農耕トラクタの公道走行ガイドブック」に示す条件を満たした場合は、小型特殊自動車として軽自動車税の課税対象となります。

大型特殊自動車は償却資産として引き続き申告していただきますが、**小型特殊自動車は軽自動車税の対象となるため償却資産の申告対象外**となります。ただし、軽自動車税の申告を市役所税務課で行ってください。

7. 税額の算出方法及び免税点について

富良野市の固定資産税の税率は、1.4%です。

税額は、課税標準額に税率を乗じたものです。(税額の100円未満は切捨て)

ただし、課税標準額の合計額が150万円未満の場合は課税されません。

なお、その場合は、納税通知書の送付は行っておりません。

(1) 納税義務者

令和7年1月1日現在、償却資産を所有し、償却資産課税台帳に登録されている方

(2) 税額の算出方法

課税標準額×税率(1.4%)=税額 ※税額は100円未満切捨て

(3) 課税標準額とは

固定資産評価基準に基づき、個々の資産の取得価額を基準として取得後の経過年数に応じる価値の減少(減価)を考慮し評価額を求め、合計額を課税標準額とします。

(4) 評価額の算出方法

①資産を1件ずつ計算し、資産の評価額を算出します。

②資産の取得時期、取得価格及び耐用年数から算出します。

ア 前年中に取得したもの

取得価格×前年中取得のものの減価残存率=評価額

イ 前年前に取得のもの

前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率=評価額

※毎年この方法により計算し評価額が取得価格の5%になるまで償却します。

評価額が取得価格の5%未満になる場合は5%でとどめます。

<計算例>

取得価格 250,000円、取得時期 平成31年3月、耐用年数4年の場合

(前年中取得のものの減価残存率・・・0.781)

(前年前取得のものの減価残存率・・・0.562)

R2 250,000円 × 0.781 = 195,250円

R3 195,250円 × 0.562 = 109,730円

R4 109,730円 × 0.562 = 61,668円

R5 61,668円 × 0.562 = 34,657円

R6 34,657円 × 0.562 = 19,477円

R7 19,477円 × 0.562 = 10,929円 < 12,500円

※令和7年度で算出額が取得価格の5%(12,500円)を下回るため、

以降12,500円が課税標準額となります。

【参考】耐用年数に応ずる減価率及び減価残存率表

耐用年数	減価率 (α)	取得時期		耐用年数	減価率 (α)	取得時期	
		前年中 ($1 - \alpha/2$)	前年前 ($1 - \alpha$)			前年中 ($1 - \alpha/2$)	前年前 ($1 - \alpha$)
		減価残存率				減価残存率	
				26	0.085	0.957	0.915
2	0.684	0.658	0.316	27	0.082	0.959	0.918
3	0.536	0.732	0.464	28	0.079	0.960	0.921
4	0.438	0.781	0.562	29	0.076	0.962	0.924
5	0.369	0.815	0.631	30	0.074	0.963	0.926
6	0.319	0.840	0.681	31	0.072	0.964	0.928
7	0.280	0.860	0.720	32	0.069	0.965	0.931
8	0.250	0.875	0.750	33	0.067	0.966	0.933
9	0.226	0.887	0.774	34	0.066	0.967	0.934
10	0.206	0.897	0.794	35	0.064	0.968	0.936
11	0.189	0.905	0.811	36	0.062	0.969	0.938
12	0.175	0.912	0.825	37	0.060	0.970	0.940
13	0.162	0.919	0.838	38	0.059	0.970	0.941
14	0.152	0.924	0.848	39	0.057	0.971	0.943
15	0.142	0.929	0.858	40	0.056	0.972	0.944
16	0.134	0.933	0.866	41	0.055	0.972	0.945
17	0.127	0.936	0.873	42	0.053	0.973	0.947
18	0.120	0.940	0.880	43	0.052	0.974	0.948
19	0.114	0.943	0.886	44	0.051	0.974	0.949
20	0.109	0.945	0.891	45	0.050	0.975	0.950
21	0.104	0.948	0.896	46	0.049	0.975	0.951
22	0.099	0.950	0.901	47	0.048	0.976	0.952
23	0.095	0.952	0.905	48	0.047	0.976	0.953
24	0.092	0.954	0.908	49	0.046	0.977	0.954
25	0.088	0.956	0.912	50	0.045	0.977	0.955

8. 業種別の主な償却資産

業 種	主な償却資産
各 業 種 共通のもの	太陽光発電設備等、駐車(輪)場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、扉、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視装置、看板、応接セット、エアコン、パソコン、コピー機、テレビ、金庫、レジスター、消火器、陳列棚、陳列ケース等、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、事務機器、福利厚生設備 など
事 務 所	応接セット、キャビネット、ロッカー、金庫、パソコン、コピー機、看板、タイムレコーダー、テレビ、ネオンサイン、ルームエアコンなどの冷暖房設備 など
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト(軽自動車税の対象となっているものを除く)大型特殊自動車、発電機 など
喫茶店・飲食店	カウンター、室内装飾品、金庫、レジスター、テレビ、ステレオ、ジュークボックス、放送施設、タオル蒸器、冷暖房設備、冷蔵庫、ガスレンジ等の厨房用品、製麺機、モーター、日よけ、看板、ネオンサイン、自動販売機 など
理容業・美容業	理・美容椅子、応接セット、消毒殺菌機、タオル蒸器、ドライヤー、赤外線灯、洗面設備、テレビ、ルームエアコン、レジスター、サインポール、ネオンサイン など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、スリーブ、プレス、ミシン、看板 など
医療・薬局業	薬品戸棚、陳列ケース、ベッド、キャビネット、分包器、顕微鏡、エックス線装置、心電計、消毒殺菌用機器、手術台、光学検査機器、歯科診療用ユニット、投影機、保育器、冷蔵庫、レジスター、ルームエアコン、給食用厨房器具、ネオンサイン、看板、CT スキャン、ファイバースコープ など
小 売 業	ショーウィンドウ、陳列ケース、レジスター、自動販売機、冷蔵ストッカー、店舗簡易装置、間仕切り、日よけ、エアコン、看板、ネオンサイン など
食肉・鮮魚 販 売 業	冷蔵庫(室)冷凍機、陳列ケース、肉切機、挽肉機、ポンプ、レジスター など
精米業	精米機、調質装置、混米機、レジスター など
ガソリン給油業	ガソリン計量機、リフト、充電器、コンプレッサー、照明設備、看板、地下タンク、テレビ、キャビネット、消火器、金庫、自動販売機、構内舗装、キャンピー、レジスター など
自動車修理業	施盤、プレス、ホーニング、リフト、チェンブロック、オイルクリーナー、カーウォッシャー、コンプレッサー、溶接機、充電器、コンデンサー、グラインダー、万力、ドリル、検査工具、取付工具、切削工具、金庫 など
金属製品 組立加工業	旋盤、ボール盤、定盤フライス盤、プレス、シャーリング、研磨機、カッター、グラインダー、モーター、溶接機、コンプレッサー、クレーン、検査工具、取付工具、切削工具 など
印 刷 業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機 など

II 償却資産の申告について

1. 申告手順について

(1) 申告していただく方

- ・令和7年1月1日現在、富良野市内に事業用償却資産を所有している(富良野市内の事業所等に事業用償却資産を貸し付けているものも含まれます)法人・個人の方です(地方税法第383条)
- ・申告用紙は「償却資産申告書」、「種類別明細書」の2種類となっております。次の表の区分により、○のついている書類を提出してください。

申告していただく方	申告する資産内容		提出する書類		記入するとき注意すること
			償却資産申告書	種類別明細書	
前年度までに申告したことがある方	増加や減少 又は修正する資産	ある	○	○	種類別明細書に増加資産、減少資産、修正資産を記入する。
		ない	○		償却資産申告書「18.備考」に「資産なし」と記入する。
	資産がない		○		償却資産申告書「18.備考」に「所有資産なし」と記入する。
	廃業・解散・転出		○		償却資産申告書「18.備考」に廃業・解散・転出等の理由と日付を記入する。
	合併・法人化・事業譲渡		○	○	償却資産申告書「18.備考」に合併・法人化・事業譲渡の理由と日付を記入する。 合併・事業譲渡の場合は異動先の名称を備考欄に記入して下さい。 法人化の場合は、備考欄の余白に法人名を記入して下さい。
初めて申告される方	令和7年1月1日現在富良野市内に所有する資産	ある	○	○	種類別明細書に全資産を記入する。
		ない	○		償却資産申告書「18.備考」に「所有資産なし」と記入する。

※企業電算方式で申告される事業主の方は、評価額、課税標準額等を記載した全資産の種類別明細書の提出が必要です。

(2) マイナンバー(個人番号)の取り扱いについて

- 別紙をご参照下さい。

(3) 提出期間及び提出先

(提出期間)

令和7年1月6日(月)～令和7年1月31日(金)

(提出先)

① 窓 口

富良野市役所 富良野市弥生町1番1号 税務課資産税係(4番窓口)

山部支所 富良野市山部東町7番31号 TEL:0167-42-2121

東山支所 富良野市字東山市街地 TEL:0167-27-2121

② 郵送

〒076-8555

富良野市弥生町1番1号

富良野市役所税務課資産税係

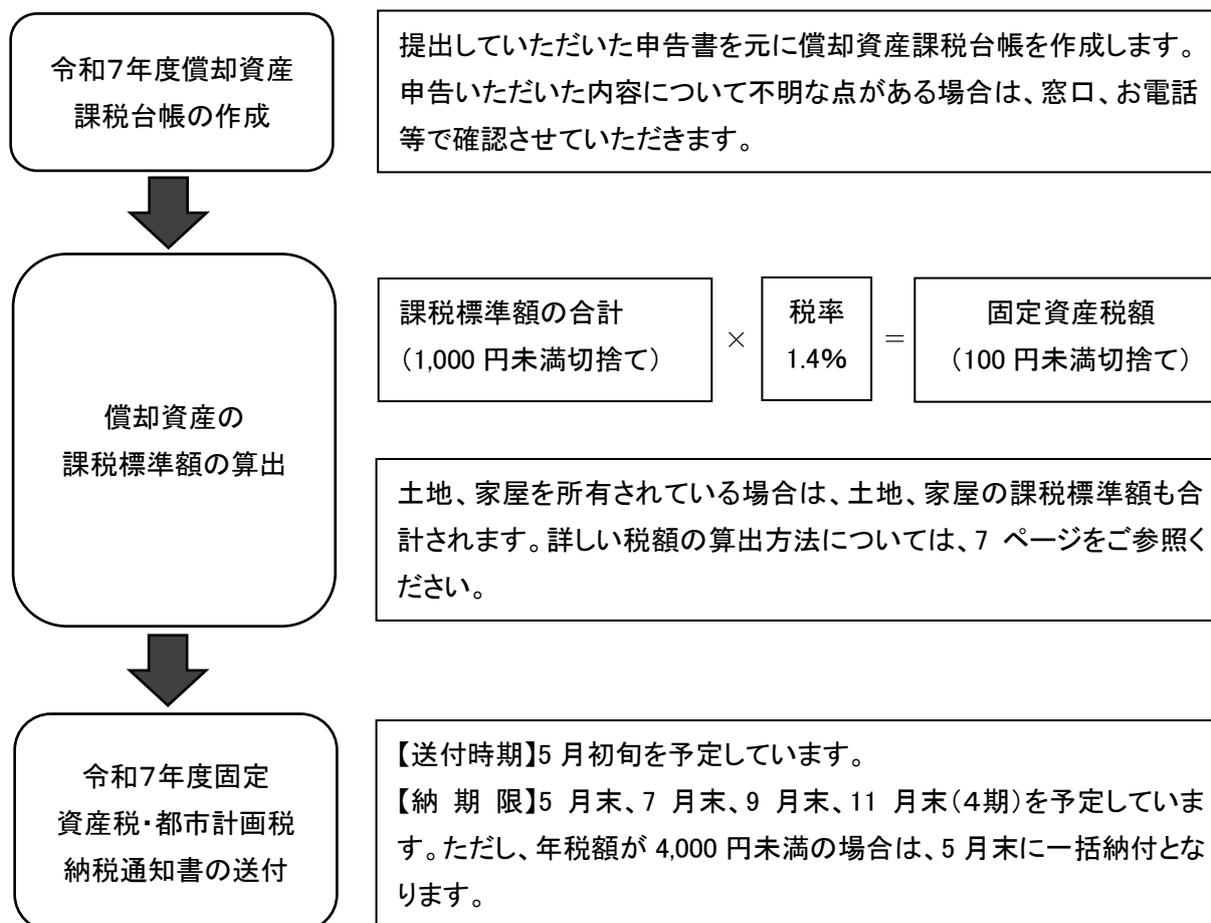
・受付印を押した申告書(控用)の返送をご希望の場合は、必ず返信先を記載した返信用封筒に必要な金額分の切手を貼付のうえ同封下さるようお願いいたします。

③ 電子申告

eLTAX(地方税ポータルシステム)によるインターネット経由での申告です。

詳細については、eLTAX のホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp/>)をご確認ください。

(4) 申告から納税通知書の送付まで



2. 課税標準の特例

➤ 課税標準の特例が適用される償却資産

特定の設備に対しては、地方税法上、課税標準の特例の規定があり、税負担の軽減等が図られています。

該当する資産を所有されている方は、種類別明細書にその名称等を記載するとともに、摘要欄に「特例資産」と記載し、該当資産の確認ができる書類等を添付してください。

主な特例該当資産

資産名	適用条項	概要	添付書類
先端設備等導入計画に基づき取得した機械装置等	地方税法附則第15条第47項	令和7年3月31日までの間に、中小事業者等が富良野市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、新規取得をした場合、新規取得設備に係る構築物、機械及び装置、工具・器具及び備品、ならびに建物附属設備で政令で定めるものについて、3年間にわたって課税標準額を0とする。	計画の申請書及び認定書の写し、工業会等による生産性向上要件証明書等の写し、先端設備等に係る誓約書の写し（リース会社の場合は併せて固定資産税軽減計算書及びリース契約書の写し）

※先端設備等導入計画については、「富良野市」のホームページをご確認ください。

<https://www.city.furano.hokkaido.jp/life/docs/2018062600012.html>

<重要>

■実地調査について

地方税法第353条及び第408条の規定により次のような調査を行うことがございますので、ご協力をお願いします。

①店舗・事業所・所有者への直接調査（聞き取り、立ち入り検査を実施します。）

その際、国税申告書添付書類（減価償却資産内訳・明細書、減価償却の計算書、固定資産台帳など）の写しの提出をお願いする場合があります。

②郵送による帳簿の写しなどの提出依頼

③本社への立ち入り、聞き取り調査

④管轄税務署での国税申告書の調査

※過年度への遡及（そきゅう）について

上記実地調査により申告漏れがあった場合、資産を取得した翌年まで遡って課税する場合がございます。

（ただし、地方税法第17条の5の規定により、最大5年を限度とします。）

また、地方税法第386条の規定により、延滞金が発生する場合があります。